

## 活水女子大学 ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する基本方針

1. FDの目的  
活水女子大学は、教育研究活動及び社会貢献活動の充実及び向上を図ることを目的に、組織的な研修を実施する。
2. FDの定義  
FDとは、教員の教育研究力向上を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。
3. FDの対象  
FDの対象は、活水女子大学専任教員（特別専任教員を含む）を原則とする。
4. FDの実施主体  
FDの実施主体は、活水女子大学点検評価・質保証推進会議又は研究科・学部学科とする。
5. FDの実施方針  
FDの目的を達成させるために、以下のとおりFDを実施する。
  - (1) 建学の精神の理解に関する研修
  - (2) 教学マネジメントに関する研修
  - (3) 授業内容・授業方法の改善のための研修
  - (4) 研究倫理コンプライアンス研修
  - (5) 研究活動の活性化に関する研修
  - (6) 社会貢献活動の推進に関する研修
  - (7) その他教員の教育研究力向上を図るための研修
6. FDの検証と改善  
活水女子大学は、基本方針に基づきFDを全学的に実施し、アンケート等を用いてその内容・方法・効果等を検証し、改善を図るものとする。
7. この方針の改廃は、活水女子大学点検評価・質保証推進会議の議を経て、学長が決定する。

### 附 則 1

2020年12月23日より施行する。

### 附 則 2

2022年2月22日より施行する。

### 附 則 3

2023年8月3日より施行する。